

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2025年 1月 7日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 6 件

| NO. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 発見日 |
|-----|-----|--|-------|--------|
| 1 | 1号機 | 消防署の立入検査において、原子炉建屋付属棟1階高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備デイトンク室及び地下2階非常用ディーゼル発電設備(A)潤滑油タンク室内の危険物タンクに軽微な錆、腐食が認められ、早急に改修が必要である旨の指摘を受けたため、当該箇所の補修を実施。 なお、当該錆、腐食は当該タンクの表面上のみであり機能・性能に影響はない。 | G III | 12月20日 |
| 2 | 3号機 | 消防署の立入検査において、タービン建屋地下2階原子炉給水ポンプ駆動用タービン油危険物タンク基礎部分に複数のひび割れが認められ、早急に改修が必要である旨の指摘を受けたため、当該箇所を点検・修理。 なお、当該タンク内タービン油は抜き取り済みであり、当該タンクからの漏えいリスクはない。 | G III | 12月20日 |
| 3 | その他 | 消防署の立入検査において、危険物屋内貯蔵所(屋外)の保有空地(3m)内に、消防活動を阻害するおそれのある電線管路が認められ、撤去が必要である旨の指摘を受けたため、当該管路を埋設化。 | G II | 12月20日 |
| 4 | その他 | 消防署の立入検査において、危険物屋内貯蔵所(屋外)の保有空地(3m)内に、消防活動を阻害するおそれのある電線管路が認められ、撤去が必要である旨の指摘を受けたため、当該管路を埋設化。 なお、本件はNo. 3の不適合と同一の指摘であり、一括して管理を行うため、本不適合グレードは「対象外」として扱う。 | 対象外 | 12月20日 |
| 5 | その他 | 消防署の立入検査において、危険物屋内貯蔵所(屋外)の保有空地(3m)内に、消防活動を阻害するおそれのある立木の枝が認められ、撤去が必要である旨の指摘を受けたため、当該立木を伐採。 なお、本件はNo. 3の不適合と同一の指摘であり、一括して管理を行うため、本不適合グレードは「対象外」として扱う。 | 対象外 | 12月20日 |
| 6 | その他 | 車輻用電源箱コンセントにおいて、コンセント及び接続している差し込みプラグに焦げ跡(発煙・臭い等の異常なし)を発見したため、消防署へ連絡。消防署による現場確認において「火災ではない」と判断された。当該焦げ跡について原因調査・対策検討。 なお、当該コンセントは元電源を「切」とし、使用禁止としている。 | G II | 12月31日 |